

チェックリスト

【申請に必要な書類等】

- () ① 後援申請書とこの書類
- () ② 事業報告書（以前に後援申請をしたことのある団体）
- () ③ 使用する会場の利用承認書（または予約が確認できる書類）
- () ④ 申請団体の会則、役員名簿（初めての申請時、または会則、役員に変更があった時）
- () ⑤ チラシ・ポスターなど区民へ周知を図るための印刷物の原稿
（後援名義使用承認前に印刷物の作成はできません）

該当の有無について丸印をつけてください。

- | | | |
|---|------------|------------------------------|
| 1 | 教育委員会の名義申請 | 有・無（教育委員会賞賞状の申請 有・無） |
| 2 | 印刷物名義使用 | 有・無（有の場合、版下を事前に提出し、協議してください） |
| 3 | 募金活動 | 有・無 |
| 4 | 物品販売 | 有・無 |
| 5 | 授与者 | 有・無 |
| 6 | 著作権の確認 | 済・未（下記注意点参照） |

【申請時の注意点等】

◎賞状を申請する場合は、賞の序列を下欄に記入してください

区長賞	___ 枚	：第1位、第2位、第3位、単独、その他（ ___ ）
教育委員会賞	___ 枚	：第1位、第2位、第3位、単独、その他（ ___ ）

◎著作物を利用する際、下記3条件に1つでもあてはまる場合は、事前に著作権者から利用許諾を得てから申請してください。

次の3条件のうち1つでもあてはまると著作権料がかかります。

- ① 営利を目的とする
- ② 聴衆または観衆から、入場料・参加費などの料金を徴収する
- ③ 出演者に報酬が支払われる

◎以前に承認を受けたことのある団体は、その時の事業報告書を提出していない場合は申請できません。

◎申請書の提出後、審査等の手続きに7日～10日程度かかります。予めご了承願います。

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 足立区地域文化課文化団体支援係

電話 3880-5986（直通）

【著作権法抜粋】（参考）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。